

令和5年度愛媛県産業DXモデル創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和5年度愛媛県産業DXモデル創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、デジタル技術によりビジネスモデルやライフスタイルを変革するデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の取組みが加速している状況を踏まえ、別表第1で掲げる県内中小企業者等が実施する、DXの先駆的な取組みに必要な経費の一部を補助することにより、県内事業者等のDXを牽引する先行モデルを創出して横展開し、県内産業のDX推進を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費の区分及び補助率は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 県内中小企業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 県内中小企業者等は、前項の補助金交付申請をするにあたって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請を行った県内中小企業者等に対し通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、

より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 20 パーセント以内の流用増減を除く。

- 2 知事は、前項の補助事業変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 7 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の補助事業中止（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の遂行状況の報告)

第 8 条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、補助事業遂行状況報告書（様式第 4 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）、その日から 10 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 11 日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第 1 項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 6 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条に規定する補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに補助金精算払請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 13 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助対象事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 8 号）に、概算払を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の目的外使用の禁止）

第 14 条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

（補助金の経理等）

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（県が実施する取組みへの協力）

第 16 条 補助事業者は、県内産業の D X 推進を図る目的で県が実施する、D X の先行モデルの県内事業者等への横展開等の取組みに協力しなければならない。

（財産の管理）

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第 9 号）を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分制限）

第 18 条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 19 条 知事は、第 7 条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 5 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助事業者が、補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、補助事業の実施について不正行為があったとき。
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第 1 項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第 3 項に基づく補助金の返還について、知事は、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じ、補助金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかった場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他必要な事項)

第 20 条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

県内中小企業者等は、次の（1）から（5）に掲げる要件をいずれも満たすこととする。
（1）愛媛県内に本社及び本店を置く県内中小企業者等（下記①、②の要件を満たすもの）

①中小企業者の定義（※）

業種	資本金	常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5000万円以下	100人以下
④ 小売業	5000万円以下	50人以下
⑤ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑥ 旅館業	5000万円以下	200人以下
⑦ その他業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※「資本金」または「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たすこと。

②補助対象者の範囲

対象となり得るもの	対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ・中小企業組合（事業協同組合及びその連合会、商工組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及びその連合会） ・個人事業主 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯医者、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 ・任意団体 ・申請時点で開業していない創業予定者

（2）県税に未納がないこと

（3）みなし大企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※1 資本金及び従業員数がともに上表①中小企業者の定義の数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

（4）申請時に虚偽の内容を提出した事業者ではないこと

（5）「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること

別表第2（第4条関係）

補助事業の対象として認められる経費は、事業の実施のために必要な経費のうち以下の区分の経費とする。

補 助 事 業		補助率	上限額
補助対象 経費の区分	内 容		
機械装置・ システム構築費	機械装置の購入、製作、改良、据付け、運搬及び情報システムの設計、購入、構築、運用に要する経費	補助対象経費総額の2/3以内	15,000千円以内
専門家経費	専門家への相談が必要な場合、個人もしくは企業等に支払われる経費		
クラウドサービス 利用料	クラウドサービスやWEBプラットフォーム等の利用に要する経費		
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために要する経費		
物品購入費	事業実施に必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）及び消耗品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に必要な経費		
使用料及び賃借料	事業実施に必要な機械器具やソフトウェア等のリース・レンタル・ライセンスに要する経費		
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		

（注）補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。